# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号　　０４６－８５２－５４６０　　（月～金曜日　９：００～１７：００）
（土曜日　　９：００～１３：００）

担 当：介護支援専門員　　／　管理責任者　内藤　淳

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|---|---|
| 事業所名 | 神奈川みなみ医療生活協同組合<br>医療生協在宅福祉センター |
| 所在地 | ２３８－００３２<br>横須賀市平作７－１０－２７　衣笠診療所２階 |
| 事業所の指定番号 | １４７１９００１９９号 |
| サービスを提供する実施地域　※ | 横須賀市／葉山町 |

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者　　１名　　介護支援専門員　５名（常勤２名　非常勤２名　兼務１名）
事務員　　１名

(3) 営業時間

月～金曜日　９時から１７時、土曜日　９時から１３時まで
（日曜・祝日・１２月２９日～１月３日は休業）

(4) ディスクロージャーについて

事業計画及び財務内容については、当社事業所にて閲覧する事ができます。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

**付属別紙２「サービス提供の標準的な流れ」参照**

## 4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 居宅介護支援利用料

**付属別紙３「居宅介護支援利用料金」参照**

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

## 5. 当事業所のサービスの方針等

(1) 当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。居宅介護支援の提供にあたっては、常に利用者の立場に立って事業を進めます。

(2) 当事業所が行う居宅サービス計画は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の要望、選択に基づき適切な福祉サービス、保健医療サービスが多様な事業所から総合的に提供されるよう十分に配慮して行います。

## 6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 電話番号 | ０４６－８５２－５４６０ | 相談員（責任者） | 内藤　淳 |
| ＦＡＸ番号 | ０４６－８５２－５４６２ | | |
| 対応時間 | 平　日　９：００～１７：００　/　土曜日　９：００～１３：００ | | |

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。(祝日・年末年始除く)

| 地域 | 受付時間 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 横須賀市介護保険相談窓口<br>民生局福祉こども部介護保険課給付係 | 月曜日～金曜日<br>８：３０～１７：１５ | ０４６－８２２－８２５３ |
| 葉山町介護保険相談窓口<br>福祉課 | 月曜日～金曜日<br>８：３０～１７：００ | ０４６－８７６－１１１１<br>内線 232 |
| 国民健康保険団体連合会<br>介護苦情相談係 | 月曜日～金曜日<br>８：３０～１７：１５ | ０４５－３２９－３４４７ |

## 7. 虐待防止について

(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- 虐待防止に関する責任者の選定　（管理者　内藤　淳）
- その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(2) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 8. ハラスメントへの対応

(1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為。）

(2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

(3) ｾｸｼｬﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄ(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)

上記ハラスメントについて、業務の実施及びサービス提供時において、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動により、業務の遂行及び就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるとともに、業務の遂行が難しいと判断した場合、契約を解除することがあります。

## 9. 感染症の予防及び蔓延防止の措置

事業者はサービス提供に際し、感染症等の発生及びまん延を防止及び、非常災害時におけるサービス提供の継続を図る上で、対策を検討する委員会を概ね６か月に１回以上開催し、その結果を職員に周知するとともに、指針や業務継続計画（ＢＣＰ）の整備や定期的な研修及び訓練を実施します。

## 10. 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては当該利用者又はその他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 11. 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

(1) 代表者名　代表理事　藁　谷　収
(2) 生協本部の所在地　横須賀市平作７－１０－２７　衣笠診療所２階
(3) 事業の概要　医療事業、保険予防事業、介護福祉事業、介護予防事業
(4) 事業所紹介

| | |
|---|---|
| ① 居宅介護支援 | みうら訪問看護ステーション |
| | 在宅福祉センター |
| ② 訪問看護 | みうら訪問看護ステーション |
| ③ 訪問介護 | みうらヘルパーステーション |
| ④ 通所介護 | 葉山クリニック　デイサービス「元気」 |
| ⑤ 地域密着型通所介護 | デイサービスみうら |
| ⑥ 短期入所生活介護 | 葉山クリニック「安護楽」 |
| ⑦ 診療所 | 衣笠診療所 |
| | 三浦診療所 |
| | 逗子診療所 |

（付属別紙１）

## 1. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

・ 利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

## 2. 提供する居宅介護支援について

・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

## 3. 要介護認定後の契約の継続について

・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

## 4. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

・ 要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

## 5. 注意事項

・ 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
(1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合に、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料を、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
(2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担いただくことになります。

## 6. 緊急の連絡について

・ 平日の１７時以降や土曜日の１３時以降、又は日曜、祝祭日、年末年始で緊急の連絡がある場合は、下記の携帯番号へ連絡下さい。

**０８０－４１０６－８４９７**

・ 土日、祝日は各サービス事業所の休業日が多く、また担当者が不在の場合があります。サービス調整が難しい場合もございますので、あらかじめご了承の上、出来る限り平日時間内でのご連絡にご協力頂きますよう、お願い致します。
・ 公共交通機関乗車中や電波の届きにくい地域に居る場合があります。
その際は、再度おかけ直し下さるか、着信履歴にて後程かけ直し致しますのでご了承下さい。
・ 一刻を急ぐような病状の変化については、主治医・訪問看護師に相談いただくか、救急車をお呼び下さい。
・

## 7. 入院した場合について

・ 利用者が病院または診療所入院の際は、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を、当該病院または診療所にお伝え頂きますよう、ご協力お願いします。

（付属別紙２）
サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

↓

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

↓

**居宅サービス計画等に関する契約締結**

**事業者の選定**
当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

※利用者は市町村へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。（提出代行可能）

**ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します**

↓

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます

利用者によるサービスの選択

↓

**提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します**

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

↓

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

**◆ サ ー ビ ス 利 用 ◆**

↓

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

↓

**毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します**

↓

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

↓

**居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。**

（付属別紙３）

# 居宅介護支援利用料金

※　介護保険から全額給付される為、利用者様の自己負担はありません

●居宅介護支援費（Ⅰ）　地域単価：横須賀市(４級地)　１単位　10.84 円

| 取り扱い件数区分 | 単位数 | |
|---|---|---|
| | 要介護１・２ | 要介護３・４・５ |
| 居宅介護支援(ⅰ)　利用者 45 件未満 | 1086 単位 | 1411 単位 |
| 居宅介護支援(ⅱ)　利用者 45～60 件未満 | 544 単位 | 704 単位 |
| 居宅介護支援(ⅲ)　利用者 60 件以上 | 326 単位 | 422 単位 |

●居宅サービスの区分支給限度額

| 介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
|---|---|---|---|---|---|
| 単位数/月 | 16765 単位/月 | 19705 単位/月 | 27048 単位/月 | 30938 単位/月 | 36217 単位/月 |

●特定事業所加算

| | | |
|---|---|---|
| 特定事業所加算（Ⅰ） | 519 単位 | 質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等、当該事業者が厚生労働省の定める基準に適合する場合 |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | 421 単位 | |
| **特定事業所加算（Ⅲ）** | 323 単位 | |
| 特定事業所加算（A） | 114 単位 | |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 125 単位 | 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、退院退所加算の算定を年間３５回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間１５回以上算定した場合 |

※当事業所は特定事業所加算Ⅲの要件を満たしており、１件当たり 323 単位/月加算がされます

●看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合で、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

●契約時の説明等にかかわる運営基準減算

以下の説明を行わなかった場合に所定単位数の５０／１００に相当する単位数に減算されます。

① 利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
② 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること

●特定事業所集中減算　２００単位／月減算

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与において、特段の理由なく利用割合が 80%を超えている法人事業所がある場合に減算されます。

●処遇改善加算　介護報酬総単位数(基本単位＋各種加算減算)　×　2.1%

2026 年 6 月～　居宅介護支援に従事する職員等の処遇改善(賃上げ)を目的とした国の方針に基づき新設されました。

## ●加算一覧

| 加算名称 | | 単位数 | 算定条件 |
|---|---|---|---|
| 初回加算 | | 300 単位 | ・新規作成時<br>・要支援者が要介護認定を受けた場合<br>・要介護状態区分が２区分変更された場合 |
| 入院時情報連携加算Ⅰ(月１回) | | 250 単位 | ・利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合<br>・入院日が事業所の閉鎖日及び営業終了後の場合は期限が１日延長可能<br>・入院日以前の情報提供も含む |
| 入院時情報連携加算Ⅱ(月１回) | | 200 単位 | ・利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合 |
| 退院・退所加算<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加無) | 連携１回(Ⅰｲ) | 450 単位 | ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合<br>・カンファレンスに参加有の要件に、予定されているサービス関係者の参加(福祉用具選定員や作業療法士等）が必要となる |
| | 連携２回(Ⅱｲ) | 600 単位 | |
| 退院・退所加算<br>(ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加有) | 連携１回(Ⅰﾛ) | 600 単位 | |
| | 連携２回(Ⅱﾛ) | 750 単位 | |
| | 連携３回(Ⅲﾛ) | 900 単位 | |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算<br>(月２回限度) | | 200 単位 | 病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合 |
| 通院時情報連携加算(月１回) | | 50 単位 | 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | | 400 単位 | ①24 時間連絡が取れる体制を確保し、且つ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備<br>②在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者の提供した場合 |

## ●その他

① 統計的に通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランの提出が必要な場合があります。その際には「全国平均利用回数＋２標準偏差」を基準とします。

② サービス付き高齢者住宅に居住する利用者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い方が多い場合、行政による助言・指導が行われることがあります。

③ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等に、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

④ 当事業所では、業務負担軽減及び利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規定等の重要事項について、ファイル等の閲覧可能な形で備え置きます。

⑤ 事業者はサービスの向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況や、計画に位置付けた「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の６か月ごとの利用状況**(付属別紙４)**及び、認知症に係る事業の取り組み状況について、確認を行っています。

⑥ 事業者はサービス提供に係る書面について、利用者の承諾の下、個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、書面に代えて電磁的方法により同意を得ることが出来ます。

（付属別紙４）

# 居宅介護支援　サービス利用割合等　説明書

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 訪問介護 | 28% | 地域密着型通所介護 | 12% |
| 通所介護 | 35% | 福祉用具貸与 | 64% |

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与におけるサービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合

| 訪問介護 | | 通所介護 | |
|---|---|---|---|
| ぴーすけあホームヘルプセンター | 17% | 葉山ｸﾘﾆｯｸﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ「元気」 | 47% |
| HAYAMA 銀の杜 | 14% | ﾘﾊﾋﾞﾘ特化型ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ ARK 葉山の森 | 14% |
| ツクイ横須賀 | 12% | らいおんﾊｰﾄﾘﾊﾋﾞﾘﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ葉山ﾌｯﾄﾊﾟﾜｰ | 10% |
| 地域密着型通所介護 | | 福祉用具貸与 | |
| サロンデイ池上 | 24% | ﾒﾃﾞｨｹｱｾﾝﾀｰ横須賀 | 38% |
| デイサービス天真館テラス<br>デイサービスセンター天真館衣笠 | 17% | ｲﾉﾍﾞｲｼｮﾝﾒﾃﾞｨｶﾙｻｰﾋﾞｽ横須賀 | 36% |
| 葉山グリーンヒルケアセンター | 12% | サクラサービス株式会社　追浜営業所 | 15% |

② 判定機関　（令和８年度）
☒ 前期（３月１日から８月末日）
☐ 後期（９月１日から２月末日）

事業所　医療生協在宅福祉センター
作成日　　令和８年９月１４日

年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　神奈川県横須賀市平作７－１０－２７
衣笠診療所２階

名　称　神奈川みなみ医療生活協同組合
医療生協　在宅福祉センター

代表者名　藁　谷　收　印

説明者　印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意し、交付されました。

利用者　住 所

氏 名　印

（記名代行者）
私は、本人の契約意思を確認し記名代行いたしました。

代理人　住 所

氏 名　印

利用者との関係　（　　）